

## 議案第 3 号

### 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年8月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理 由

- (1) 真和志高等学校普通科クリエイティブアーツコース及び小禄高等学校普通科芸術教養コースの特色化・魅力化の取組を推進し、県全域から生徒を募集するため、規則を変更する必要がある。
  - (2) 学校の近接性や通学の利便性の観点から、現行の豊見城南高等学校の通学区域を地域の実態にあわせるため、規則を変更する必要がある。
- これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の教育機関管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）  
第六条 学校の通学区域は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の定めるところによる。

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「普通科（）」の次に「真和志高等学校普通科クリエイティブアーツコース、小禄高等学校普通科芸術教養コース及び」を加え、同条第2項及び第3項中「（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

別表第1 島尻学区の項中

豊見城高等学校の通学区域に那覇市立那覇、上山、神原、鏡原、小禄、金城、古蔵、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。  
知念高等学校の通学区域に西原町を加える。  
南風原高等学校の通学区域に、那覇市立松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。

を

豊見城高等学校の通学区域に那覇市立那覇、上山、神原、鏡原、小禄、金城、古蔵、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。  
豊見城南高等学校の通学区域に那覇市立鏡原、小禄及び金城中学校区域を加える。  
知念高等学校の通学区域に西原町を加える。  
南風原高等学校の通学区域に、那覇市立松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

# 規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

## 1 件名

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 真和志高等学校普通科クリエイティブアートコース及び小禄高等学校普通科芸術教養コースの特色化・魅力化の取組を推進するため、県全域から生徒を募集する必要がある。
- (2) 学校の近接性や通学の利便性の観点から豊見城南高等学校の通学区域を地域の実態にあわせる必要がある。

## 3 改正案の概要

- (1) 那覇学区の真和志高等学校普通科クリエイティブアートコース及び小禄高等学校普通科芸術教養コースの通学区域を県全域とする。（第2条関係）
- (2) 島尻学区の豊見城南高等学校の通学区域に那覇市立鏡原、小禄及び金城中学校区域を加える。（別表第1関係）
- (3) その他所要の改正を行う。（第2条関係）
- (4) この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、(3)は公布の日から施行する。（附則）

## 4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第6条

## 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表													
改正案	現行												
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(学区)</p> <p><b>第2条</b> 全日制の課程の普通科（真和志高等学校普通科クリエイティブアーツコース、小椋高等学校普通科芸術教養コース及び南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。</p> <p>2 高等学校の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に係る全日制の課程の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p> <p>3 全日制の課程の普通科（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）以外の学科の学区は、県全域とする。</p> <p><b>第3条～第5条</b> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、沖縄県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学区)</p> <p><b>第2条</b> 全日制の課程の普通科（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。</p> <p>2 高等学校の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に係る全日制の課程の普通科（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p> <p>3 全日制の課程の普通科（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）以外の学科の学区は、県全域とする。</p> <p><b>第3条～第5条</b> (略)</p>												
<p><b>別表第1</b> 全日制課程の普通科の学区（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>高等学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島尻学区</td> <td>豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校</td> <td>豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、南風原町与那原町、南風原町</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	高等学校名	区域	島尻学区	豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校	豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、南風原町与那原町、南風原町	<p><b>別表第1</b> 全日制課程の普通科の学区（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>高等学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島尻学区</td> <td>豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校</td> <td>豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、南風原町与那原町、南風原町</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	高等学校名	区域	島尻学区	豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校	豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、南風原町与那原町、南風原町
学区名	高等学校名	区域											
島尻学区	豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校	豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、南風原町与那原町、南風原町											
学区名	高等学校名	区域											
島尻学区	豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校	豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、南風原町与那原町、南風原町											

				加える。 知念高等学校の通学区域に 西原町を加える。 南風原高等学校の通学区域 に、那覇市立松島、真和 志、石田、首里、城北、石 嶺、松城、安岡、寄宮及び 仲井真中学校区を加え る。
~~~~~				

別表第2 (略)

別記様式 (略)

				知念高等学校の通学区域に 西原町を加える。 南風原高等学校の通学区域 に、那覇市立松島、真和 志、石田、首里、城北、石 嶺、松城、安岡、寄宮及び 仲井真中学校区を加え る。
~~~~~				

別表第2 (第2条関係)

別記様式 (略)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市（津堅  
中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間  
味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

## 参照条文

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

**第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

### ○沖縄県立高等学校管理規則 (平成12年教育委

員会規則第7号)

(通学区域)

**第6条** 学校の通学区域は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 (平成16年沖縄県教育委員会規則第7号) の定めるところによる。